

II. 自己資本の充実度

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(1) 資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	連結	単体
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	437	437
9. 地方三公社向け	348	348
10. 金融機関及び証券会社向け	6,063	6,068
11. 法人等向け	124,556	128,129
12. 中小企業等向け及び個人向け	28,564	28,433
13. 抵当権付住宅ローン	13,885	13,914
14. 不動産取得等事業向け	22,977	22,979
15. 三月以上延滞等	858	755
16. 取立未済手形	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	2,341	2,341
18. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—
19. 出資等	22,897	23,050
20. 上記以外	19,521	15,381
21. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	464	464
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,994	3,020
合 計	245,911	245,324

(注) 投資信託等、複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）に対する所要自己資本の額は、ETF及びREITを除き、すべて23.に記載しております。

(2) オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	所要自己資本の額	
	連結	単体
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	336	336
3. 短期の貿易関連偶発債務	18	18
4. 特定の取引に係る偶発債務 （うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	66	66
5. NIF又はRUF	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1,428	1,428
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 （うち借入金の保証） （うち有価証券の保証） （うち手形引受） （うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約） （うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	1,756	1,756
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後） 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前） 控除額（△）	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	38	38
11. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金関連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属（金を除く）関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク） 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	551	551
12. 長期決済期間取引	509	509
13. 未決済取引	41	41
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合 計	4,195	4,195

2. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	所要自己資本の額	
	連結	単体
	15,386	15,194